売却区分番号	１０６１－１		
見積価額	￥2，１１０，０００	公売保証金	￥３００，０００
財産の表示	1　所在　静岡県伊東市湯川字湯川畑 地番　428 番 1 地目　宅地 地積　624.49 平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	区域区分が定められていない都市計画区域 第二種住居地域 建蔽率 60%　容積率 200% 準防火地域 高度地区（第２種） 伊東市景観計画 土砂災害警戒区域 静岡県建築基準条例第 10 条（がけ条例）適用		
接道状況	西側　幅員約３メートル舗装市道（建築基準法上の道路）　ほぼ等高接面 南西側　幅員約 1.8 メートル舗装公道（建築基準法上の道路）　ほぼ等高から約 0.3 メートル高位接面		
地盤・地勢	ひな壇上に造成した画地		
使用状況等	・公売財産の北東部分は雑木雑草繁茂である。 ・公売財産の北西部分は第三者が駐車場として使用している。公売財産所有者の申立てによると、月額 6,000 円で３台分賃貸している。 ・公売財産上には、第三者所有の建物４棟が存在するが、利用権限は不明である。 （以上、令和７年 12 月９日現在）		
特記事項	・隣地（地番 427 番 2、428 番 2）との境界が判然としない。 ・公売財産と北側市道との間には第三者所有の土地（428 番 2）が介在する。 ・公売財産上には現存しない建物（家屋番号 328 番）の登記がある。 ・公売財産の北西部分と北東部分との間に約 0.5 メートルの段差がある。 ・公売財産の北東側の土留め壁に亀裂や剥がれが認められる。		
住居表示等	静岡県伊東市湯川字湯川畑 428 番地１		
最寄駅等	ＪＲ（東日本）　伊東線　伊東駅　徒歩約９分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
ご注意していただく事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。 ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等を確認してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・建蔽率及び容積率は一般的なものを表示してあります。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどは全て買受人の責任において行うことに		

売却区分番号	１０６１－１		
見　積　価　額	￥2，１１０，０００	公売保証金	￥３００，０００
	なります。 ・土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。		
陳述書等の提出について	・入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。 　暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいいます。 　なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。 　また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 　なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。		

売却区分番号	１０６１－１

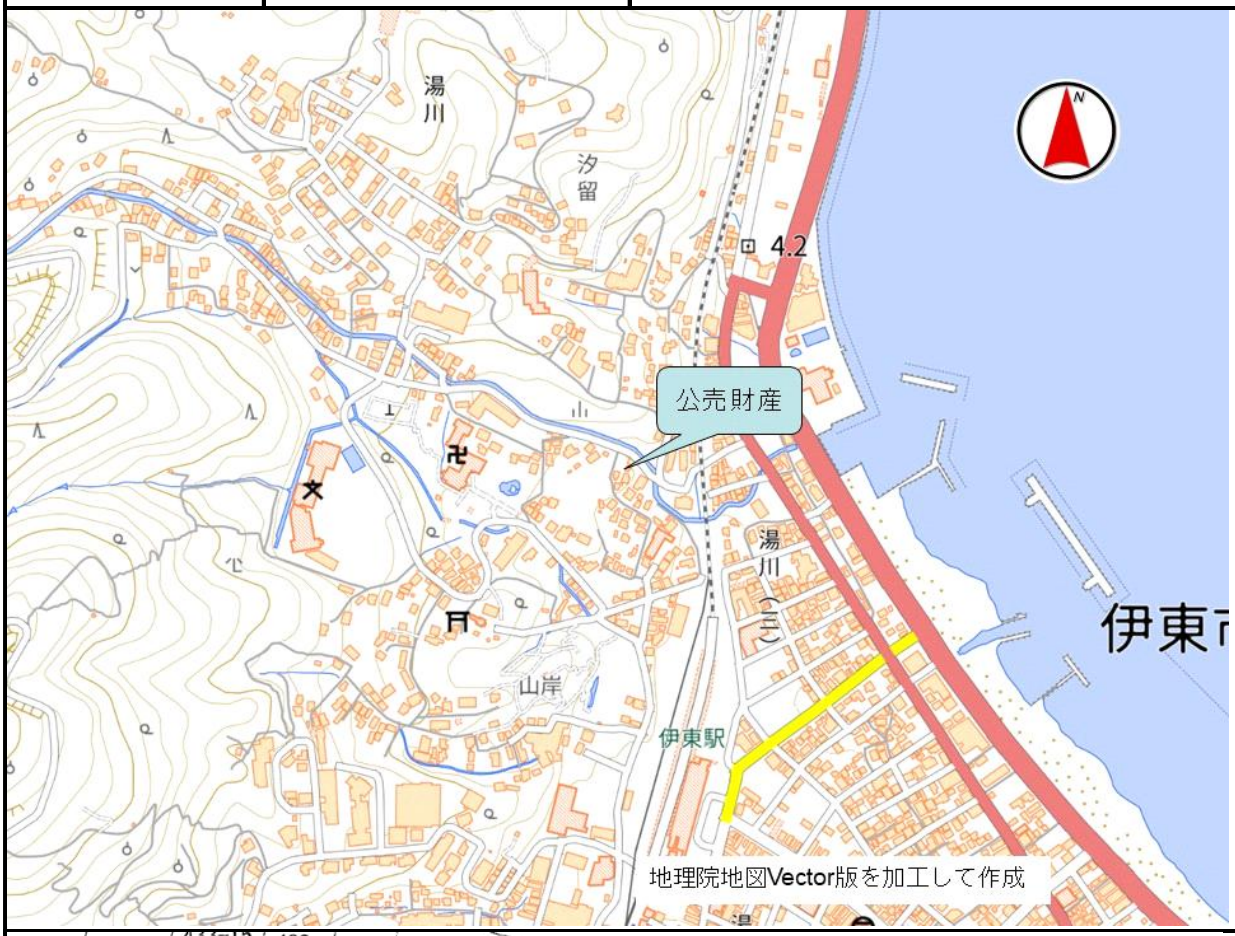

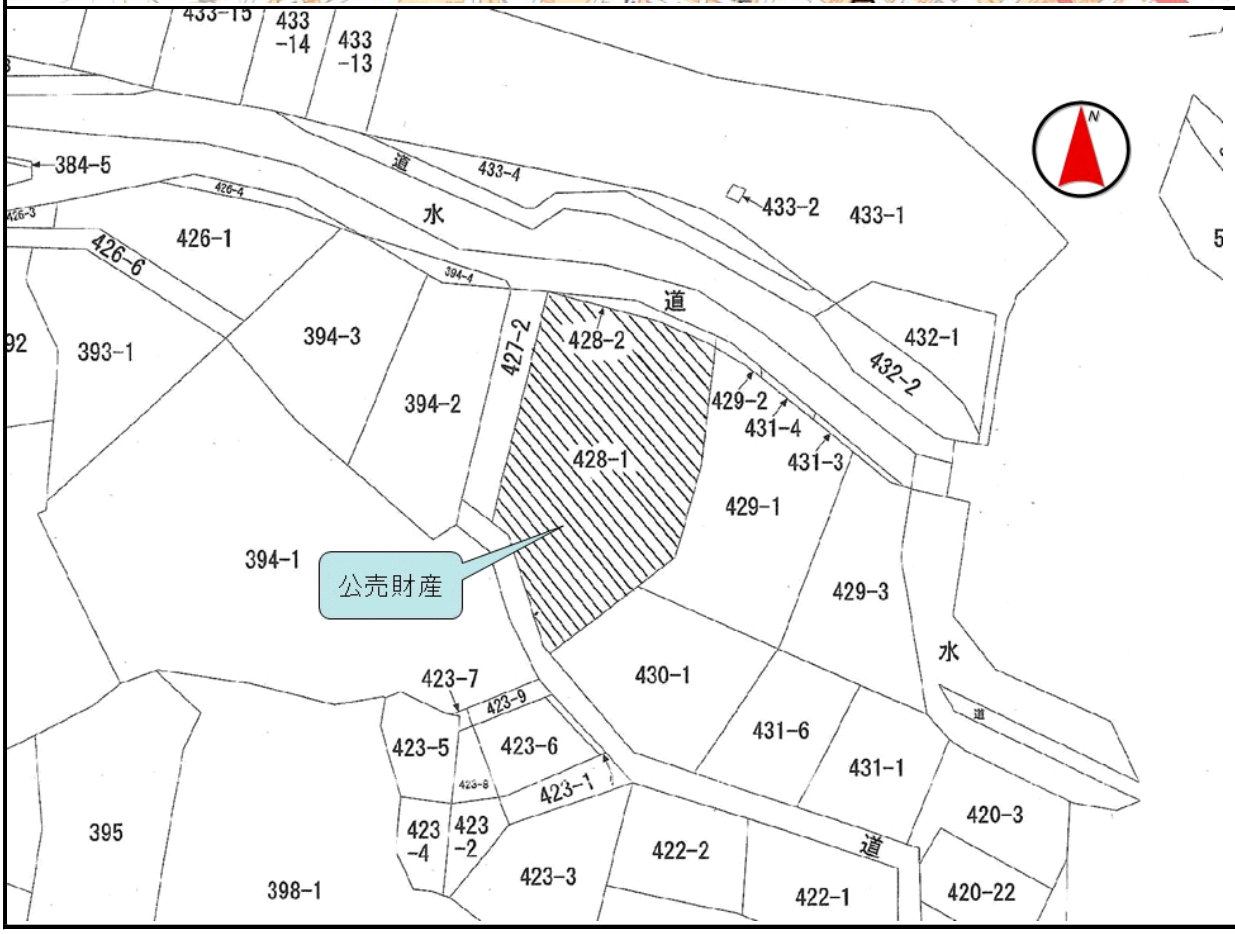

売却区分番号	１０６１－１





売却区分番号	１０６１－１

